

○議長（小林哲雄）

日程第3 一般質問を行います。質問の順序は通告順に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。

それでは、一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

8番、山田貴弘議員、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

おはようございます。8番議員、山田貴弘です。

先に通告いたしました1項目の道路の大半は「歩車共存」であるについて、質問させていただきたいと思います。

どこまでも続く舗装道路、日本の道路の大半は歩車共存の構造となっております。道路は人や自転車、車が移動する場所であり、その空間は、子どもや高齢者、身体の不自由な方はもちろん、全ての利用者にとって安全で快適でなければならず、あらゆる人たちが社会活動に参加できるように道路のバリアフリー化を進める必要があります。歩車道縁石、ガードレール、ポール等で仕切られた歩道や一段高くなった歩道が安心できるよい道路と言えるのでしょうか。安心して利用できるよい道路のあり方について、町民参加による充実した議論が必要であるのではないかと考えています。開成町にとっては、大きな事業が完成間近となっている中で、今後は既存道路の整備と充実を図っていかねばなりません。

道路面の舗装の打ち替えはもちろんのこと、計画的な道路構造そのものの変更が必要であるのではないかと考えているのですが、町の対応策をお聞きしたいと思います。1、バリアフリー化を可能にするカラー舗装の推進を。2、近年の集中豪雨に対応する道路排水断面の確保を。3、河川の排水容量確保のため、橋だけがかさ上げされ、つくられている現状があります。隣接地権者の工作物補償等、事業費増を懸念する余り、既存道路へのすりつけ工事が行われています。開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障があると考えますが、現状はどのようなになっているのか。4、建物の地盤面、道路、河床の高さの調査を行い、建物地盤面の高さの指標を示して誘導施策によって導いてはどうでしょうか。

以上、通告質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、開成町の町道においても、歩道のない歩車道、歩車共存の道路が多いのが現状であります。歩道は、歩行者が安全に通行するため縁石やさく等で車道と分けられており、縁石にあわせて歩くところが一段高いマウンドアップタイプの歩道と、歩くところが車道と余り変わらない高さのセミフラットタイプの歩道

があります。現在は、バリアフリー法の施行により、高齢者、障害者の方が歩きやすいセミフラットタイプの歩道整備が主流となっております。町では、この歩道の設置を含め、町道の改修を行うときは、道路に隣接する方を含む地域の皆様を対象に改修についての説明会を開催して地域の意見、要望を伺い、取り入れられるところは改修設計に反映をさせております。

それでは、一つ目のご質問にお答えします。

開成町では、平成25年4月1日施行の開成町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例施行規則第8条で、通学路等の歩道のない道路の路肩にカラー舗装をすることができると規定をしております。路肩のカラー舗装は、通行車両が歩行空間の認識を高めることにより歩行者の安全が向上することが期待をされております。今年度、先行的に開成小学校と開成南小学校で通学路に指定されている町道2路線の路肩のカラー舗装を実施いたします。路肩のカラー舗装は、今後も町道の舗装打ち替え工事とあわせて、通学路を中心に計画的に実施をしていきます。

2番目のご質問にお答えします。

道路排水は、道路に降った雨水や道路に流入する地表水を排水することにより、車両や歩行者の通行の安全を確保するものであります。町道の道路排水のための側溝は、コンクリート製品であります。L型側溝、LO型側溝や、現場状況により現場でつくる現場打ち側溝を設置しております。町道の新設・改修時には道路両側に側溝を整備しておりますが、狭い町道や昔、改修された町道では、側溝が片側しかない箇所、側溝がない箇所もあります。道路排水は道路側溝等により町内を網の目のように流れている水路に排水され、最終的には町内の水路、小田原市や南足柄市の水路を流れ、2級河川の酒匂川、要定川、仙了川に排出されております。町道の新設・改修時に整備する道路側溝の断面は、国や県の基準を参考に、水路に排水する箇所等も考慮し、台風等による降雨に対応できるよう整備をしております。

次に、3番目のご質問です。

町道の設計基準は平成25年4月1日施行の開成町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例、及び開成町における高齢者・障害者等の移動円滑化のために必要な道路構造の基準に関する条例等に基づいております。条例施行以前の道路の設計は、基本的に道路法に基づく政令である道路構造令等に基づいております。河川にかかる橋は、橋のけた下が堤防より高い位置にあるため道路が周辺の地盤より高い箇所があることから、橋に接する町道も橋へのすりつけのため周辺の地盤より高くなってしまっております。橋へのすりつけ区間の長さは、町条例、道路構造令の基準や周辺の宅地状況等に考慮して決定をしております。

バリアフリー法と呼ばれる高齢者・障害者等の移動円滑化の促進に関する法律では、高齢者、障害者が通常、徒歩で利用する道路を特定道路として国が指定することとしております。特定道路の歩道等の新設・改修時の構造は、省令で定める道路移動等円滑化基準への適合が義務付けられております。現在、町道では、この指定を受けている特定道路はありませんが、町道249号線や町道100号線等の歩道整備では、道路移動等円滑化基準、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の

基準を準用して歩道整備を進めております。町内の町道は、歩道のない車と歩行者が共存している道路が多いのが実態であります。そのような町道の新設・改修では、歩行者の通行のため、開成町における高齢者・障害者等の移動円滑化のために必要な道路構造の基準に関する条例に基づく道路勾配等の基準を準用するように努力をしていきます。

最後に、4番目の質問についてお答えします。

建設地盤となる宅地等の高さは個人の土地利用状況により決まるため、町が建築地盤面の高さの指標を示すことはできません。道路の高さは、接道する道路、横断する水路、道路の接する宅地の高さ等を考慮して決定をしております。改修する道路、水路の高さは設計が完了しないと示すことができませんが、それらが完了すれば、お問い合わせに対して指標をお知らせすることは可能だと考えております。

以上であります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ある程度、一定の答弁が町長より述べられました。随時、再質問をしていきたいと思えます。

それでは、最初にバリアフリー化を可能にするカラー舗装の推進についてということで、町長答弁の中では通学路を中心に計画的に実施したいということで一定の答弁がされました。私は、町の大半は歩道のない歩車共存の道路が大半であるということ述べております。対象者を条例施行規則第8条に基づいて通学路等という項目を持ってき、通学路を中心ということ述べられましたが、高齢者、障害者の方が円滑に歩行できるように拡大措置をとるべきではないかというふうに考えているところであります。

かといって予算が無限にあるわけではないので、ある程度、町の姿勢としてはカラー舗装を推進していくということでは理解しておりますので、今後、ここで答弁されているのは通学路等という、その「等」の部分に通学路以外もあるのかなという部分を考えているところですが、この部分で通学路というふうに限定していくのではなくて、町民が安心・安全に歩行できるようにカラー舗装の推進をしていってもらいたいというところが大きなポイントになりますので、予算を含めた中で今後の計画と流れを簡単に説明してもらいたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

それでは、議員のご質問にお答えします。

先ほど町長が答弁されましたとおり、今年度、路肩のカラー舗装の部分を2路線行うということでご回答させていただきました。今後の予定としましては、やはり現在、路面性状調査を行っている中で、舗装の打ち替え工事というものの計画も策定する中で、通学路を中心ということで、舗装の打ち替えをする場所、また舗装

の打ち替えをしない場所の箇所を決めた中で、カラー舗装をする場所を実施していきたいと考えております。ちょっと具体的に舗装の打ち替え計画等が確定する中で、今後のカラー舗装の実施場所というものを決定していきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

今、課長の答弁では細かい内容のことを言っていると思うのですが、自分が言っているのは、通学路だけに限定しないで、町全体をそういうものに推進していくべきではないかという、その予算を含めた中で質問をしているので、明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員の言われるとおりだと思います。子どもたちだけではなくて、高齢者や障害者の方もたくさんおられますので、まず今年度は２カ所、通学路を優先して先にやらせていただいて、カラー舗装化というのがどういうものかというのを町民の皆さんにまず知っていただく必要もあると思います。その後、全体的に広げるときに、通学路をまず優先的に私のほうでは考えていますけれども、それ以外に、路面調査の結果を受けて、高齢者の皆さんも障害者の皆さんも全て、要は、町内全てを皆さんが安全で通行できるようなカラー舗装化のことは将来的には考えていかなくてはいけないとは思っています。まずは通学路からやっていくことによって町民の皆さんにお知らせをしたいという考えのもとで、今年度２カ所、設定しているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ありがとうございました。カラー舗装というのは、車道と歩道を分けるという意味ではなくて、私が考えるには車を減速させるというところに大きなポイントがあるので、ぜひ、そこら辺は、議論した中で、本当に必要な場所。何でもかんでもカラー舗装にすればいいということを言っているのではなくて、やはり歩道設置ができないところにカラー舗装が有効であるということを私はここで述べておりますので、ぜひ、それは。まず、モデルとして通学路２路線をやってくということで、そこで上がってきた町民の意見を吸い上げて町全体に広げていってもらいたいなというところで、問１に対しては、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、問２、近年の集中豪雨に対応する道路排水断面の確保ということで、これ、道路の両脇にある側溝、町長答弁でも述べているように、基準がないような形で、てんでんばらばらで道路につくられているというのは、時代背景の中で、その都度、これがいいだろう、これがいいだろうといってつくってきたものが、今、

改修もされずに現存しているというのが現状だと思います。今後については、舗装の表面を改修していく中で、そういうものも予算を確保しながら改修していかなくはないのかなというところで考えているところでもあります。

先ほど町長答弁の中で、国や県の基準を参考にしているということを述べております。町の基準というのは明確にされているのかどうか。最近、南部土地区画整理地内の中で道路排水ができております。場所によって、道路でいえば右と左によって側溝の大きさが違うという現状があるのですが、そこら辺を、何を基準にそういうものを持ってくるのか。仮に、これ国・県の基準ということを言われているので、そこら辺の指導が出ているのか、そこら辺の根拠というものを明確にしたいと思います。要するに、自分、調べていても、側溝断面の容量というのものが見当たらなかったもので、どこを参酌して今回の質問に臨もうかなと思ったのですけれども、そこら辺が明確でなかったので、単純に国・県の基準を参考にとってもちょっとわからないので、そこら辺の答弁をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

ご質問のほうにお答えします。

道路側溝の断面の基準としましては、国で定めている道路構造物標準設計というものがあります。そちらのほうが第一に参考ということと、あと日本道路協会の中で、道路構造物・道路土木の容量というもののの中で排水設計基準というものが設定されています。そちらを参考に神奈川県でも道路設計の基準を定めているというふうになっていまして、そちらを参照して町も設計を、道路側溝の断面の対象断面等の基準を参照しております。

基本的には、道路に降る雨が道路側溝でちゃんと断面的に飲み込めるかどうかという部分の計算をした中で側溝断面を決めております。県では、最小的な道路排水の断面を円形の場合だと300以上にしなさいという形では書いております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ただいま数値的なもので出てきたのが300以上という。開成町の新設、今、現状でつくっているところを見ると、300以上の断面積をとっているという部分も見られるのですが、そこら辺での指導というのはですか、どういう背景の中で断面積をとったのかというものが1点聞きたいのと、同じ道路の中でも右と左とで側溝断面が違うというところがあるのですが、そこは、なぜ、そういうふうに意図的にしているのか。冒頭に申しましたように、近年の集中豪雨の中では、川に水が満杯になって飲み込めない状態の中で、やはり道路面の中でオーバーホールしているという部分がありますので、その道路の排水断面というのは、できる限り多目にとるのが自分の考えの中で原則としてありますので、300以上ということで、

以上だからクリアしているのですが、そこら辺の状況というのがどのような状況になっているのか、そこら辺の答弁、詳しくよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

先ほども伝えましたように、道路の改修された時代によって道路側溝等の構造というのはやはり変わってきているという部分があります。今で言いますと、両側に道路側溝という部分で整備というものはしていますけれども、昔ですと片側に道路側溝、片側に製品のL型側溝を設置して、集水ますという水を集めるますの中で道路側溝に排水をするというような構造が多く整備されている時代がありました。基準的には、道路の改修のときの状況、また、開成町ですと道路側溝兼用で農業用排水路を兼ねている場所もありますので、そういうところにつきましては、水路という部分の機能も踏まえた中で道路側溝を整備しているというところもあります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

答弁がちょっとわかりづらい部分があつて。現状で、要するに、同じ道路なのに右と左とで違うよというような部分を質問したつもりなのですが。現状は、どのようになっているかという部分で聞いたのですが、過去のことは過去のことで、その当時、その当時の中で30年の雨の降雨量、それを算定式の中で道路断面の部分を計算しているのかどうか、ちょっとわからないですけれども、いずれにしても、そこら辺は後で聞けばいいことなので、これでずっとやりとりしていると本当に時間が幾らあっても足りないので、後でこれはまた聞くとして。

基本的な考え方なのですが、本来、道路排水というのは、最終的に河川に流れるというのが原則だと思います。これ、近年の集中豪雨というのは、道路がオーバーホールするような状況の中で飲み込めない現象が起き、その挙句には道路が冠水するというのが流れの中で起きてくると思います。今後の道路整備計画の中では、単なる道路の排水というのは、表面の面積に応じた排水路として考えるのではなくて、開成町というのは今後、田畑が宅地開発されてきて遊水池になるようなものがだんだん減っていく中で、断面積を300という最低基準にこだわるのではなくて、可能な限り、400、500、600という中で、遊水池機能というのですか、そういうものを含めた中で排水路計画というのが道路排水断面の中で必要ではないのかなというところをすごく考えるところでもありますので、ぜひ、そこら辺は、今後、計画の中で、可能であれば遊水池の役目も考慮した中で。要するに、災害に強い道路という部分で検討していつてもらいたいなというところで、この近年の集中豪雨に対する道路排水断面の確保という質問に対しては終わりにしていきたいと思います。

続きまして、今日の本題に入るのですが、開成町の道路というのは歩車共存、先ほどから何度も述べているところですが、開成町の歩道設置道路実延長数値がわか

れば、お伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町内における町道の歩道設置ですけれども、町道の総延長が64.9キロに対しまして歩道の設置延長が11.3キロとなっております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

パーセンテージで、どのぐらいになりますか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

パーセンテージで言いますと、17.4％になっています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ありがとうございました。要するに、この数値というのは、64.9キロメートルというのは、道路法に言う道路の総延長として考えればよろしいのですか。それに対する歩道設置距離が11.3キロあり、比率でいえば17.4％、歩道設置がされているという解釈でよろしいのか、確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

山田議員のおっしゃるとおり、道路延長としましては道路法に基づく道路の総延長という形です。すみません。道路認定された町道の総延長です。失礼しました。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ありがとうございました。

続きまして、国民を対象にしたアンケートがありましたので、一部、紹介したいと思います。「好きな道路は」の問いがあり、その問いに対する回答は歩道と車道が区分されているという内容が多く上げられていました。そこで、全国の道路のうち、車道と歩道が区別されている道路を調べてみました。歩道設置道路実延長は、全国の場合、13.4％しかありません。市町村につきましては、実延長は下がって8.4％にすぎないという統計が出ていました。開成町については、ただいま課長答弁の中では17.4％ということで、非常にいい数値の中で歩道設置がされているのではないのでしょうか。

それにしても、17.4という数字が果たしていいのかという問題提起もあると思いますが、国よりも基準が上がり、市町村の部分では数値も上がっているということで、開成町はよろしいのですが、やはり開成町全体を見たときには、17.4ということはまだまだ少ないという現状がありますので、町として、まちづくりをしていく中で、ここら辺のただいま述べた数値の部分を確認しながら計画をされているのか、お聞きしたいと思います。ちなみに、今、数字として示させてもらったのは、道路統計年表の2012年、24年の11月21日に公表された数字をもとに述べておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町道における歩道の設置につきましては、基本的には道路の性格等によって設置をするかしないかという部分で分かれてくると考えております。やはり幹線道路、通行車両が多い町道、また歩行者が通行するのが多い道路という位置付けの中の幹線道路につきましては、歩道の設置を考えていくというふうに考えております。

また、一般的な生活道路として町内のほうの住宅地の中にあります町道につきましては、やはり、それは生活道路という中で歩道まで設置するということは考えておりませんで、そこは歩車道共存という形の中の町道を整備していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ただいま、課長答弁の中では口頭で述べられました。自分、議員をやっている中で、そこら辺の歩道計画というのかな、今、言われたのは定義になるのかどうか、設置するための基準というのですか、考え方というのですか、そういうものを述べられましたが、それが計画として絵としてできているのか、また、できているのであれば、そういうものを示してもらいたいと思うのですが、そこら辺の部分というのは計画されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

歩道設置の部分につきましては、昨年度整備されました住環境整備マスタープランの道路計画の中で、歩道を設置する箇所等の位置付けというものは計画の中に位置付けられてはいます。その中で、整備の順位の中でどここの場所を整備していくかというのも、たしか前回のほうでお知らせをしたと思いますけれども、その中で歩道を整備する路線というのは、性格的に街区という幹線道路と2路線の種類の道路につきましては、そういう位置付けで計画をしています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

2 路線について計画をされていますという答弁がありましたけど、町全体の将来、例えば、調整区域が解除になりますよ、また調整区域でないところでも開発が進みますよというところでは、やはり歩道が必要だよ、必要ではないよとか、そういうものが出てくるとは思うのですが、それが計画的にやられているのか。要するに、事業ごとの予算ができたから、そこの部分でつくろうではないかとか、また、拡幅するのに当たって地権者が同意しないから、ここは歩道ができないのだとか、そういうのがあってはいけないので、全体の中での計画があるのかないのかということを知っているのですが、答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

すみません。先ほどの答弁で私の回答が不足してしまして。住環境マスタープランの道路計画で位置付けられています整備をするという方針の中で、2 路線と言いましたけれども、それがちょっと間違いで、主要区画道路と主要幹線道路という中の 2 種類に種別されている道路の中での歩道計画というものがありますということです。申しわけありませんでした。町全体の中というわけではなく、市街化区域を中心とした道路と、及び幹線道路につきましては、調整区域の中に位置付けられている幹線道路の整備の計画になっております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

先ほどアンケート調査というものを皆さんに紹介しましたが、できれば歩道と車道が区分されているというものが好ましいというのですか、ぜひ、そういうものをつくってもらいたいという声もアンケートとして出ていますので、可能な限り歩道をつくってってもらいたいなというところをお願いしたいと思います。

今、インフラ部分で質問をさせてもらいましたが、今日の一般質問の題目にある中で町道の大半が歩車共存であるという現状を受けとめ、都市機能の充実を図っていくべきであると思います。また、町道の管理責任者として、町民の安心・安全の充実を図っていかなければならないと思うところであります。一方、今、議論した中でも、インフラ整備が整ったとしても、利用者である人たちの意識というものが大変重要であると考えております。通告でも述べましたが、町民参加による議論の必要性があるのではないのかなというふうに考えておるのですが、その点、安全対策関係、そこら辺をどのように町として町民を交えた中で議論していくのか、答弁がありましたらよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

町道の改修または拡幅等の工事に関しての安全対策というご質問ですが、これは基本的に道路法あるいは道路構造令等の中で法律的な基準がございますので、それを順守していくというのが一つでございます。それとともに、道路計画があった段階で地元説明をさせていただいた中で、地元の方のご意見もできるだけ吸い上げさせていただいた中で、バリアフリーですとか、そういった法令上の条件をできるだけクリアさせていく中で、安全にも配慮した道路をつくっていくという手順で進めております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

インフラ整備に対しての安全対策という面では、今、部長が言われるような状況だと思いますが、意識的な部分ですよね。実際、自転車は左側通行とか人は右側通行とか、そういう部分があると思いますが、幾らインフラ整備ができたとしても、町民の意識が欠けているのであれば、幾ら大きな道路をつくろうが大きな歩道をつくろうが安全対策というものがなかなか確保できないので、そこら辺の町民を巻き込んだ中で本来の道路というものはどういうものなのか、歩道というものはどういうものなのかというような議論が必要ではないのかなと考えているのですが、それに対しての質問をしたのですけれども、そこら辺。今までも、そういう部分というのは、なかなか町民対象にやられていないのかなと思いますので、そこら辺の議論をしていくべきではないのかなと考えているのですが、それに対しての答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ご指摘のとおり、道路というものの安全性につきましては、当然、それを利用される側の意識というものもかなり大きいと思います。そういった観点から、交通安全対策といった面でも、さまざまな取り組みがなされているところでございますけれども、道路と道路の利用という、いわゆる道路に視点を置いた中でのそういった啓発運動というのは、一つの道の習慣ですとか、そういったときの道路について、一回、ゆっくり考えてみましょうとか、そういった啓発を行っておりますけれども、それで十分なのかどうかということについては、また今後、考えていきたいというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ありがとうございました。意識というものは物すごく重要なので、ぜひ。町民に投げかけなければいけないと思いますので、ぜひ、その点は啓発という部分でやっ

ていってもらいたいと思います。

それでは、平成25年2月12日提出の議案第7号 開成町における高齢者・障害者等の移動等の円滑のために必要な町道の構造の基準に関する条例、ここで町長のそのときの提案理由を読ませてもらいます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の制定に伴い、移動等円滑化に必要な町道の構造に関する基準を定めるため、開成町における高齢者・障害者等の移動等の円滑のために必要な町道の構造の基準に関する条例、なお、この条例名を以下「バリアフリー新法に基づく条例」と置きかえて今後、質問していきたいと思います。何せ条例の題目が長いので、ちょっと省略した中で再質問をしていきたいと思います。

ただいま町長答弁を読ませてもらいましたが、そのときの議案の確認なのですが、このときの条例内容に対する質疑の答弁では、必ずしも全てそういうふうにするという必要性は基本的でない、あとは町の判断でと回答を町長答弁の中ではしております。要するに、この条例は市町村の努力義務となっているのだけれども、開成町としては条例をつくり推進していくのだと、まちづくりの方針を示したのだと思っていました。バリアフリー新法に基づく条例を実現するためには基本構想の策定が必要であると思うのですが、策定の考えはいかがでしょうか。

この条例、なかなかわからないと、聞いている人はわからないと思うので、要するに、歩道とか、そういうところの構造を条例で指定した中で、歩きやすい道路の内容が盛り込まれている条例というふうに考えてもらえばいいと思いますが、その部分での基本構想の策定が必要であると思うのですが、策定の考えはないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

基本的にバリアフリー新法に基づいた中で、その精神を条例のほうにも受け継いでいるわけございまして、いわゆるバリアフリーに関する基本的な思想は、この条例の中に盛り込まれているというふうに考えております。また、この条例そのものを適用して道路を整備していくという直接的な部分はないにしても、それ以外でも、例えば県のバリアフリー条例ですとか、そういったものの精神も生かしていくということで、そういった意識は十分実現できるというふうに考えておりますので、短期的に、そういった構想をつくるという、現在のところ、考え方は持っておりません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

基本構想の策定は考えていないという、当分、考えていないということですね。私は現在、この条例が、ここにあるのですが、制定されて、絵に描いた条例だな

というふうに思っております。将来に向かい確実な事業実施を行うことが本当にできるのか、疑問を持っている現状があります。そこで、一部、条例の内容について皆様がわかりやすいように確認していきたいと思いますが、バリアフリー新法に基づく条例の第6条では、歩道等の縦断勾配は5%以下とするものとする、ただし、形状の状況、その他、特別の理由によりやむを得ない場合においては8%以下とすることができると示されていますが、条例内容の数値は間違いないのでしょうかという部分で、間違いないか間違いだというか、そこら辺を答弁もええればよろしいです。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

歩道の勾配等につきましては、今、議員が言ったとおりの数値で間違いありません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ありがとうございました。縦断勾配というのは縦に、縦というか、進行方向に行く部分というふうに考えてもらえばいいと思いますが、1メートルに対して5%以下または8%以下ということで、この新法の中ではうたっているというふうに、皆さん、理解してもらえればいいと思います。

次に、建築基準法施行令第144条の4、1項4号による道路に関する基準といたしまして、縦断勾配は12%以下であり、かつ階段状でないものとしていますが、内容の数値は間違いないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

申しわけありません。今、言われました建築基準法の144条の4項の勾配につきましては、すみません、私ども把握していないものですから、数値が間違いかどうかというのは、ちょっと今、確認がとれません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

道路の部分の12%勾配は把握していないということなのですが、開成町の町道をつくるときの基準というのは、どのような基準でやられているのか。道路法に基づかないでつくっているのかどうか、そこら辺の確認、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町の道路改修につきましては、先ほど答弁にありましたとおり、25年4月1日に施行されました開成町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例というのが制定されていますので、そちらの条例の数値を順守しております。また、それ以前の道路の改修につきましては、道路構造令の数値基準がありますので、そちらを準用して道路の改修を行っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ただいま述べたのは道路法による道路の縦断勾配12%以下ということで、施行令を抜粋した中で自分が調べた中での数字なのですが、要するに、基本的に、この12%以下という数字が、今は把握していないということなのですが、自分、これ施行令のほうから引っ張ってきているので間違いないと思うのですが、要は、この数字が仮に合っているのであれば、これに基づいて、それ以下でつくっているということよろしいのですか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町の道路の縦断勾配につきましては、今、言いました道路構造令の基準以下の勾配で基本的につくっています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ありがとうございました。

先ほど、歩道の部分では条例に基づく縦断勾配が5%以下、8%以下と述べております。建築基準法による道路法による基準は12%以下というふうに述べたところではありますが、今後、行う町の道路舗装面の打ち替え工事に伴い、歩道等のない道路の縦断勾配の数値というものは、先ほどのバリアフリー新法の数値を行くのか、道路法にいくのか、そこら辺の町の考え方というものの、縦断勾配の数値の考え方はどのような考え方か、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

歩道のない道路の縦断勾配につきましては、基本的には、先ほどもありました開成町が管理する町道の構造の技術的基準を適用して道路のほうの改修を行います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

ということは、先ほど言ったバリアフリー新法、我々に議案として上げられて、今現在、条例としてできているものというものに対して、なるべく、そのような条例に基づく基準に合わせるような形で努力していきたいと答弁しながらも、片方では、そうでない言い方が聞こえるのですが、そこら辺の考え方が。やはり、自分からすると、誰でも歩きやすい、誰でも通行しやすい道路というものをイメージして、できる限りバリアフリー新法に基づく条例が基準であるのではないのかなと解釈しているのですが、そうだからこそ我々議会の中でも条例を認めたという部分があるのですが、そこら辺の部分。それはそれで課長答弁がしている中での部分はこうだよというのではいけないと思うので、そこら辺、条例そのものをどの位置付けで考えているのか。あるときは条例を引っ張ってきて、あるときは道路構造を持ってきてということで、やはり基本というものがどの位置にいるのかによって、かみ合っていないと思いますので、そこら辺の考え方を答弁お願いします。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

道路整備の関係で議員のほうから細かなところまでご指摘をいただいている部分については、お答えの仕方とすれば、確かに、根拠になるものは何なのかといったことが、それぞれ。例えば、バリアフリーの新法の制定された精神みたいなところは、これから超高齢化社会になっていくといったことを踏まえて社会全体がそういう整備をする上で、鉄道についてもバリアフリーを基本としたりとか、そういうことを含めて、建物を建てる場合も、そういうことは当然、法律の改正がされているわけで、町における道路整備、さまざまな公共施設の整備、そういったものについても、バリアフリーですとか、あとユニバーサルデザインですとか、いわゆる誰もが利用できるような、そういう整備をしていくということはとても大事なことでというふうに認識をしております。

ただ、今の段階では、ご指摘のとおり、町として、そういうバリアフリーの新法に基づくような、県で策定しているバリアフリーのまちづくり条例ですとか、そういうものの大本の根拠は持っていません。ですから、さまざまな、道路の整備については、いわゆる道路構造令の中でそういった基準に従って、法改正に基づく基準に従って整備をするだとかというふうな単体の引用に仕方によって整備をしているというのが実態であります。ご指摘のとおり、町としての大本となる、そういったものを今後つくり上げていくと。その方向性に基づいて道路整備ですとか公園整備ですとか公共施設整備ですとか、そういったことの位置付けをしていくということがとても重要なのかなと思います。今後の検討の一つとしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

今後の中で、これらの条例に基づく、なるべく基づくような形のまちづくり、これ夢があっていいなというふうな部分がありますので、ぜひ、それは推進していただきたいと思いますというふうに思います。

その中で、町の状況がどうなのかというのをちょっと確認したいのですが、先ほど述べた、通常、道路法にいう道路というのは 12% 勾配以下というのが基準ですよと言いました。その中で、町を見ていると 12% 以上の道路勾配ができているところが現状であるのではないのかなというふうに思いますが、町として、そこら辺、今後、事業の中で改修していく計画があるのか、あくまで昔の道路だからしょうがなかったのだよとか、そういうのがいろいろとあろうかと思しますので、現状、開成町として 12% 以上の勾配がある道路があるのかどうか、そこら辺、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町で認定しています町道の部分での 12% 以上の勾配がある場所というものは、正確には把握しておりません。ただ、急な勾配、開成町全体はなだらかな地形でありますので、そう多くないと考えていますけれども、何カ所か、正確な勾配というのはわからないのですけれども、急な道路というものは、高台の浄水場に上がる町道 101 号線のところの勾配、また新しく整備された都市計画道路等の県道のすりつけにつきまして、一部、周りの地形の状況によって急な坂道となっている箇所があるというのは把握しております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

そこら辺の道路が今、何点か上げられました。自分も気になって何カ所か数値を拾ってはみましたが、ここで、どこどこが何センチだ、何% だということは避けませんが、そこら辺の道路法による数値に違反している道路の改修、そこら辺の計画も、もちろんあられると思うので、わかれば答弁が欲しいのと、あと、それに伴って改修するのに、今回のバリアフリー新法のほうの条例の数値を生かしていくのかどうか。道路の歩行者等の使用頻度等もあるとは思いますが、そこら辺、答弁をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

今、お伝えしました箇所につきまして、急に、ここ数年で、それを改修するという予定はございません。やはり道路全体、町道の改修時に、新しい基準に基づいた縦断勾配の中で整備をしていくというふうに考えています。

また、今、言いましたバリア新法の基準に基づく整備なのか、道路構造令、町が管理する町道の構造の技術的な基準、どちらを準用するかにつきましては、やはり道路の利用状況によりまして、歩道がある場所につきましてはバリア新法の基準の中で整備をしていくという形です。

あと、歩車道につきましては、道路状況、歩行者の状況等を踏まえて、また地形で、その部分は縦断勾配がどういうふうにとれるかという部分を考えながら、その辺の基準を定めていきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

改修計画がないというふうにとってしまったのですが、違反というのですか、数値が示されている数字に基づく中で、よりよい町の環境というのをつくっていかなくてはいけないと思うので、あるときは数値に縛りをかけて、あるときは議場の中で堂々と改修予定はないというような答弁が今、返ってきましたけれども、行政として、違反しているところの部分というのは早急に改修計画を立てて、計画を町民の皆様に上げることが一番重要ではないのかなという。その中で、当然、すぐできない問題もあるとは思いますが、それは計画の中で上げていけば町民も理解されると思いますので、それをやらないというような発言ではなくて、計画の中で進めていくよというような中で道路の改善をしていってもらいたいと思います。

時間もないのであれなのですが、今日、質問に至る中で一番重要なところ、4の部分になるのですが、建物の地盤面、道路、河床の高さの調査を行い、建物地盤面の高さの指標を示してはという質問をぶつけております。これ、なぜ行政側に対して指標を示してくれというのは、開成町を見てもらうとわかると思うのですが、都市計画道路ができたところというのは大半は大体、上がっております。それに伴って、町道というのは昔の30年、40年、50年前にできている道路なので低いという部分で、そのすりつけ部分が、先ほど課長から答弁があったように、道路法による道路の数値に合っていないという部分が起きているのが現状です。

神奈川県の実業の中で、なぜ町道を意識した中で道路の高さを出さないのかというところにいろいろと自分も疑問を持ちまして、いろいろと調べていくうちにわかったのが、開成町というのは河川というものがあります。河川というのは、河床が上がったから掘ればいいのか、道路を下げるために掘ればいいのかと。やはり小田原との絡みもありますので、なかなか、それができないというのが現状で、現況にある川が基準にあるのだなということがようやく自分の中で理解をしたという。その中で、河床の高さと先ほど言った橋の部分の有効断面、そうすると必然的に橋のかけ替えをするときに橋が上がるという現象があって、要するに、既存道路とのすりつけが起きてしまうという部分が開成町の町全体を見た中であるのだなというところをすごく実感しましたので。

そのような中で、町民が50年に一遍ですか、30年に一遍ですか、家の建て替

えをするときに、グラウンド、G Lというものを設定するときに、やはり前面道路という部分というのが物すごく重要になっていきますので、そういう部分で、路線ごとの道路の勾配を指標として予算をとり、計画をつくってもらいたいなということが今日の大きなポイントであります。その中に高齢者、障害者等含めた中で、先ほどの5%、8%を加味した中で道路の勾配計画というものを立てて誘導をしていってもらいたいなというところがありましたので、そこら辺。

指標を示すということは考えていない、要するに、改修道路があれば、その部分は調査したときに示すことができますよという、何か他人事みたいなことを言っていますので、良好なまちづくりをつくっていくためには、そこに行政が予算を使っていかなくて、どこで使っていくのだというところに物すごく疑問を持っていますので、その部分というのは調査費を捻出して、時間はかかるかもしれませんが、路線ごとの道路勾配というものを町民に示すべきではないのかなというふうに思っております。

これは、行政サイドのほうで答弁するのか、町長施策の中で良好なまちづくりをつくっていくために指標として出すよというのでアピールしていくのか、それはちょっと見解はわかりませんが、はっきりとした中では、そういう部分で法に基づかない道路というものが県が事業を行ったことによってできているというのが現状でありますので、そこら辺、町民が惑わないように指標を示してもらいたいというのが今日の大きなポイントになりますので、それに対して、時間も残り少ないのですが、まとめの答弁というものをしてもらいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

すみません。ただいまのご質問に対する答弁に入ります前に、先ほどの道路勾配の関係なのですけれども、議員がおっしゃった建築基準法の関係ですけれども、144条、これ施行令ですね、いわゆる縦断勾配が12%以下ということで開発道路に関しての規定があるということは了解しております。これについては、当然、道路法に基づく道路構造令の範囲ということで、それを受けている町の条例に関しては、当然、違法関係はないということで、町のほうでも条例を制定しているところでございます。

当然のことながら、道路勾配につきましては、後から条例が網をかぶせたものについて、現状が違法だから直さなければいけないということで、個々に直していくというのは非常に効率的ではありませんので、あくまでも道路の必要性ですとか重要性、そういったものを含めて、総合計画の中に優先順位を決めて改修をしていくと。その中に、そういったものもあれば適宜直していくと、改修をしていくという考え方でございまして、決して一切やらないと言っているわけではございません。あくまでも計画的に合理的にやるといった考え方を持っております。

以上です。

次の件につきましては、担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

道路の高さ等の指標につきまして、お答えします。

今、議員が言われたとおり、道路の高さというのは、ある程度計画され設計ができた段階で、どの高さになるというのがわからない限り、町民の方にそれをお示しすることはできないというふうに考えております。それを将来的に何センチだよというようなことを指標として出すデータのなものというのが、基準になるのは設計が確定して高さが確定した段階で指標的なものが出るというふうに考えています。また、現状の道路の高さというのは、やはり現地ではかっていく中で、現状の土地利用の中で、その町道が改修されるかどうかという部分は、計画的な道路計画を町はやっていますので、その部分で、では、何年後にここの部分は改修予定があるというふうなことは伝えられるのですけれども、それがどこの高さになるかという部分が、具体的な数字というものはなかなか計画が決まらない限りはお示しすることができないというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

今、課長答弁の範囲の中で述べられました。残念であります。やはり行政は町民のために何をやるのか、何をして将来を見据えた中で誘導していくのか、そこら辺の見解が欠落しているのではないのかなというところで感じましたので、今日は時間が過ぎましたので、また再度、ここの部分は質疑していきたいと思います。ありがとうございます。